


嘉島町避難行動要支援者名簿と個別避難計画について

嘉島町では、災害時に自力で避難することが困難な方に対して、避難の手助けや救助が地域の中で素早く安全に行われる体制づくりを進めています。

災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」と「個別避難計画（災害時の避難支援などの計画）」を作成し、地域や警察・消防など関係機関と共有する中で、災害時の避難支援や普段の見守りなどに役立てます。

「避難行動要支援者名簿」とは

災害時に自ら避難することが困難であり、支援を要する人（避難行動要支援者）をあらかじめ掲載しておく名簿のことです。



「避難行動要支援者名簿」として作成します。施設入所・長期入院患者の方や、ご家族と同居されている方も名簿の対象になります。嘉島町では約1,000名の方が名簿の対象となります。

- ・要介護3以上の方
- ・身体障害者手帳3級以上の方
- ・精神保健福祉手帳2級以上の方
- ・療育手帳A1、A2の方
- ・難病患者の方
- ・75歳以上のみの世帯の方

この名簿は、通常時は所管課で大切に保管しますが、災害発生時の避難や救助など緊急時に特に必要なときに限り、地域の自主防災組織や消防・警察など関係機関へ共有されることがあります。（災害対策基本法による措置です）。

「個別避難計画」とは

災害時に避難するのに外部からの支援が必要な方お一人おひとりについて、災害が発生した際によりスムーズに避難支援や救助が行えるよう、「誰が避難を支援するか」「緊急の連絡先はどこか」「避難にあたってどのような配慮が必要になるか」などをあらかじめ決めておくものです。



「避難行動要支援者名簿」に載っている情報のほか、避難支援者、緊急連絡先、福祉・医療に関する情報など、さらに詳しい情報を載せ、地域の自主防災組織や民生委員児童委員、さらに消防・警察など関係機関へ共有することで実効性を高めます。在宅で自力での避難が困難な方や、避難に際して家族等の支援を受けるのが難しい方が対象になりますが、個別避難計画の趣旨に同意され、希望される方も作成することができます（作成は強制ではなく、任意です。）

なお、対象と思われる方へ、各地区の民生委員児童委員さんなどが個別避難計画作成の呼びかけで訪問されることがあります。ご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ

福祉課福祉係 237-2576(直通)